

速報
ニュース!

GSAP

2021年3月17日

“配当分配を行う企業に対する新しい報告書の提出義務化”

配当金（中間配当・期末配当）の支払いを行うすべての会社には、該当課税年度末直後の5月31日までにフォーム61Aにおいて金融取引報告書（Statement of Financial Transaction（「SFT」））の提出の新しい要件が義務付けられました。この報告書提出義務の適用に当たり取引の基準値がありません。従いまして、配当金の額にかかわらず、その支払いを行うすべての企業がSFTを提出する必要があります。当該新しい申告要件は、2021年3月12日から適用されます。

情報源: CBDT Notification No. 16/2020 dated March 12, 2021



www.gsapadvisors.com



info@gsapadvisors.com